

城里町と茨城県行政書士会との 「災害時における支援協力に関する協定」の締結について

茨城県行政書士会では、災害時における支援協力に関する協定を、下記により茨城県城里町と締結いたしました。

これは、先の東日本大震災を踏まえ、大規模災害発生時に町からの要請に応じ、茨城県行政書士会が直ちに無料相談窓口を設置するなど、行政書士業務により被災者支援を行おうとするものです。その際には本会の水戸支部（支部長 木村 司）が窓口となります。

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県城里町
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成27年4月14日
- 3 協定締結の状況

城里町役場において、上遠野修城里町長と国井豊茨城県行政書士会会長が協定書に調印を行いました。

出席者

城里町側 上遠野修町長、小野瀬篤郎副町長、
増井栄一総務課課長補佐

本会側 国井豊会長、小野村正徳副会長、遠藤実理事、
木村司水戸支部長、安圭一、磯野敦義、関内聡 各副支部長

- 4 災害協定の主な内容

本会は、城里町の要請により無償で次の業務を行う。

- ①被災者支援相談窓口の開設
- ②城里町への本会会員の派遣
- ③その他、被災者支援のために城里町が必要とする事業への協力
- ④支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を經由して行う。



平成27年4月16日(木)茨城新聞



- ※ 茨城県行政書士会が、既に災害時における被災者支援協力のための協定を締結した自治体
北茨城市 (H24年7月)、水戸市 (H26年5月)、行方市 (H26年7月)
日立市 (H26年8月)、東海村 (H26年8月)、常陸太田市 (H26年10月)
那珂市 (H26年10月)

災害時における支援協力に関する協定書

城里町（以下「甲」という。）及び茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、城里町において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに關し、必要な事項を定めるものとする。

また、甲乙は、平常時から連携し、防災対策の推進を図る。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に城里町災害対策本部を設置し、かつ、城里町内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときに、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の手続き等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間等を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請文書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡手段等について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

4 前各号の手続き及び連絡調整については、原則として乙の水戸支部を經由して行う。

（費用の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費及び経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（報告）

第7条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、甲から求められたときは書面で報告するものとする。ただし、その具体的な範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害の補償）

第8条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わない。

（防災訓練への参加）

第9条 乙は、甲の要請に基づき甲が指定する防災訓練の参加に努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日前にこの協定の解除等について、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年 4月14日

茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25

甲



上 遠 野 修

城里町長

水戸市笠原町978番地25 茨城県開発公社ビル5階

乙 茨城県行政書士会



会 長 (印) 井 豊